

議員発案第 3 号

WTO農業交渉、日豪経済連携協定交渉に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「WTO農業交渉、日豪経済連携協定交渉に関する意見書」を提出するものとする。

平成21年3月18日 提出

提出者 三条市議会議員 原 茂 之

賛成者 三条市議会議員 田 中 寿

同 三条市議会議員 横 山 一 雄

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

WTO農業交渉、日豪経済連携協定交渉に関する意見書

米国が主導するWTO農業交渉(ドーハ・ラウンド)は、市場原理による食のグローバル化を目指し、鉱工業製品と同様に農産物の保護削減の基準を決め、自由貿易を進めるものであるが、2008年7月の交渉では米国など食料輸出国と輸入国の対立から、土壇場で交渉が決裂した。

また、2008年11月15日に、主要20カ国・地域(G20)の緊急首脳会合(金融サミット)が年内合意を求める宣言を出したことを契機に、閣僚会議の開催が検討され、12月6日にはモダリティー第4次改定案が提示された。しかし、農業と非農業分野での対立が激しく閣僚会合の開催は見送られたが、交渉再開・早期の妥結が予想される。

日本政府は、関税の大幅な削減から除外できる米など重要品目の数を10%以上確保する姿勢から、調停案の「原則4%、条件・代償付きでプラス2%」について受け入れるかのような姿勢を見せた。当時の若林農林水産大臣は談話で食料輸入国の立場で交渉の成功に貢献する決意を示し、また金融サミットではなぜか自由貿易体制の重要性が強調され、ドーハ・ラウンドを今年中に大枠合意に持ち込む決意が示された中、農産物の関税削減などに対する国民や農業者の不安が高まっている。

一方、日豪経済連携協定(EPA)交渉は、2008年8月までに計6回の会合が開催されているが、豪州の主な輸出農産物は日本の重要品目(牛肉、小麦、砂糖、乳製品)と競合しており、農業生産の規模・効率性がけた違いにある両国間で競争はまず成り立たない。

仮にこれらの関税が撤廃されると、豪州から大量に農産物が輸入され、重要品目の農業生産額は減少し、日本農業は壊滅状況になることが想定される。さらに、米国やカナダ、EUなどとのFTA交渉につながるおそれがある。

世界的な食料危機が迫る中、2008年6月の食料サミットでも食料安全保障は恒久的な国家の政策であるとし、食料生産の強化、農業投資の拡大が宣言されており、日本でも食料自給率の向上、食料生産体制の強化が重要な課題となっている。

日本の食料と地域の農業・農村・暮らしを守り、食料輸入国や途上国における食料主権、多面的機能、多様な農業の共存を維持するためにも次の事項を強く要望する。

記

- 1 国会並びに政府におかれては、日豪EPA交渉に当たり、我が国の農業及び関連産業の

持続的発展と食料の安全保障を確保するため、国民の基礎的食料である牛肉、小麦、乳製品、砂糖などの重要品目は関税撤廃の除外とし、国内農業を守るよう全力を挙げて交渉すること。また、需要品目の柔軟性について十分な配慮が得られないときは、交渉の継続について中断も含め、厳しい判断でもって臨むこと。

2 WTO農業交渉では、①関税の大幅な削減から除外できる米など重要品目の十分な数を断固確保すること、②食料輸入国による関税の上限設定は絶対に阻止し、低関税輸入枠の拡大は認めないこと、③先進国最低の食料自給率の向上や担い手確保に向けて国内支持の柔軟性を確保すること、④汚染米の原因となったミニマム・アクセス米は削減すること、⑤食料輸入国や途上国の唯一の対抗手段である特別セーフガード(緊急輸入制限措置)を維持・拡大すること。

3 WTOについては行き過ぎた貿易市場主義、削減されてきた農産物に対する関税、国境措置、輸出国と輸入国の不均衡などを根本から見直し、自由貿易が輸入国や途上国の食料安全保障や一次産業を衰退させ、貧困化を招き、環境負荷を高めていることなどを考慮し、食料増産や各国の農業基盤の強化、環境保全、食の安全など農業の価値を高める公正かつ新たな貿易ルールの確保を迫及すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣